

COLUMN 14

救急医療施設・警察・消防との連携の取組について
【大阪府堺市】いのちの相談支援事業
＝警察署・消防局（救急隊）・救急告示病院との連携＝

（実施期間） 平成21年度～

（実施経費） 平成26年度 7,681千円

（実施主体） 大阪府堺市

【事業の背景・必要性・目的】

堺市では、平成10年から年間の自殺者数が200人前後で推移するという深刻な状況があり、自殺対策が急務となった。21年3月に「堺市自殺対策推進計画」を策定し、市民一人ひとりが命の大切さや自殺防止に関する理解を深め、身近で悩んでいる人をみんなで支え合うことが出来る生きやすい社会の実現をめざし、同年4月に専門の部署「いのちの応援係」（以下、「係」という。）を設置した。自殺のハイリスク者である自殺未遂者の相談支援を警察署と消防局（救急隊）、救急告示病院と協力して行い、再企図の防止に努める。

【事業内容】

①警察署との連携

・警察署で関わりのあった自殺未遂者で、相談同意のある人を係に紹介。

平成21年4月 堺警察署（堺区）の協力により本事業をモデル実施。

6月 西堺警察署（中区・西区）の協力により、一部エリアを拡大。

11月 堺市全域で実施。

平成22年7月 自殺未遂者本人だけでなく、家族への相談支援を開始。

平成25年1月 大阪府警察本部と府内の政令市・中核市を含めた大阪府全域で事業を開始。

②消防局（救急隊）との連携

・救急隊が関わりのあった自殺未遂者で、相談同意のある人を係に紹介。

同意が取れない場合も事業の案内リーフレットを手渡す。

平成23年11月 堺市消防局（救急隊）の協力により実施。

③救急告示病院との連携

・自殺企図で受診した者で、相談同意のある人を係に紹介、又は事業の案内リーフレットを手渡す。

平成25年6月 市内の14か所の救急告示病院の協力により実施。

④大阪弁護士会との連携

・自殺企図の原因が多重債務等の法的問題の場合、初回無料相談等に対応。

大阪府下の自殺対策主管課との事例検討を実施。

【事業実施にあたっての運営体制】

「いのちの応援係」……常勤の精神保健福祉士4名・非常勤の臨床心理士、警察OBの6名

【事業の工夫点】

①自殺未遂者と最も接することが多い「警察」－「救急」－「病院」のライン上での相談の勧奨。

②本人に寄り添った支援

心理的視野狭窄に陥った対象者を確実に相談窓口につなげるために、窓口機関との調整や同伴など本人に寄り添った支援を心掛けている。

③自殺念慮もハイリスクとして対応

未遂行為には至らなくても「死にたい」という訴えで連携機関からの紹介があればハイリスク者として対応する。

④相談支援担当者のサポート

自殺未遂者の相談支援に関わることは、時として心理的な負担が大きいことがあり、担当者をサポートする体制を作ることが重要である。負担軽減をするために、複数の担当者がアセスメントを行い、堺市こころの健康センター所長のスーパーバイズを得る事例検証・検討を毎月実施するなど、担当者が一人で抱え込まない体制を作るよう配慮している。

【事業成果、今後の課題、その他特筆すべき点】

平成25年度から連携を始めた救急告示病院からの紹介がほとんど無い。聞き取り調査をしたところ、「どのタイミングで相談同意の声かけををしていいかわからない」とか「未遂者の対応の仕方がそもそもわからない」などの声があった。更には病院全体に本事業の事が周知徹底されておらず、担当者しか知らないという状況も確認できた。救急医療従事者向けの専門的な「自殺未遂者ケア研修」の実施や、各病院に直接出向いての「自殺未遂者ケア出前研修」を実施することで、病院全体に本事業を周知してもらうことと、自殺未遂者ケアのスキルアップを図る取組を始めている。

これらを機に今後は顔の見える関係づくりや、各病院間の情報交換が可能な環境作りにつなげていきたいと考える。

いのちの相談支援事業新規相談受理数

	紹介経路				合計
	警察署	救急隊	救急病院	その他	
平成21年度	15	—	—	—	15
平成22年度	28	—	—	4	32
平成23年度	17	24	—	3	44
平成24年度	32	5	—	5	42
平成25年度	63*	8*	1	7	79
平成26年度	52	4	1	7	64
計	207	41	2	26	276

※同一ケースが複数回紹介されてくることもあるが、新規で受理した実数のみを計上。ただし、平成25年度については同一ケースが同日に警察署と救急隊から挙がってきたことがあり、両方で計上した。

※「その他」……本来実施している紹介ルートとは違う形で入ってきた相談で、インターネットや新聞等でのいのちの応援係のことを知って、直接相談のあったケースや、地域の保健センターの精神保健福祉相談の中で紹介のあったケースを計上。

(堺市精神保健課)

COLUMN 15

法的問題を抱える自殺未遂者に対する支援の取組について

自殺未遂者支援事業【神奈川県司法書士会】 ＝ベッドサイド法律相談事業＝

(実施期間) 平成25年度～

(基金事業メニュー) 強化モデル事業

(実施経費) 平成26年度 163千円

(実施主体) 神奈川県司法書士会

【事業の背景・必要性・目的】

神奈川県司法書士会では、平成21年度より、地域自殺対策緊急強化基金を活用して各種自殺対策事業に取り組み、特に、希死念慮や何らかの悩みを持ちながらも、同時に法的問題を抱える人に対して多職種合同による包括相談会を実施してきた。

しかし、包括相談会の実施数や相談会場に自ら足を運ぶ人もまだまだ多いとは言えず、また、通常の法律相談窓口を紹介することも必ずしも適切な対応がなされるとは言い難く、法律家である司法書士の側から足を運ぶ必要があるとの認識に至った。また、自殺対策の取組を通じて連携している医療関係者からも、患者等が法的問題に直面しているケースは多く、法律面での適切な対応が必要であるとの報告があった。

特に、自殺未遂者は、再び自殺を企図する可能性が高いと言われる。したがって、自殺対策としても、自殺未遂者に対する外科的・精神的処置に加えて、法的対応も含めた包括的な支援が有効かつ重要であるとの認識に立ち、救命救急センターを始めとする医療機関との連携を行い、法的問題を抱える自殺未遂者に対する支援事業（ベッドサイド法律相談事業）を開始することになった。

【事業目標・事業内容】

本事業では、現在、横浜市立大学附属市民総合医療センター及び北里大学病院との間で連携を行っている。今後も、県内各所の医療機関等に対して、連携のための提案を行う予定である。

～「生かす」から「生きる」を支援へ～

具体的には、自殺企図により上記救命救急センターに搬送された患者について、同センターの医師やソーシャルワーカーが専門的な聴き取りを行った結果、法的トラブルを抱えていることが判明した場合に、同センターからの相談員派遣要請に応じて、司法書士が早期に出向いて患者の法的問題に関する対応を行うものである。なお、平成26年度までは、地域自殺対策緊急強化基金を活用して本事業を行っている。

患者は、救命センターあるいは転院先医療施設から退院した後の生活や法的問題について大きな不安を抱えている。特に退院後は、救命救急センター等の関係者が患者のケアを継続することは困難であるため、可能な限り、退院前の段階で司法書士が相談に乗ることで、各種問題について想定される対応などを説明し、退院後の生活の筋道をつけるなどすることで、まずは退院後の状況に関する不安を取り除いてもらうことを主眼としている。そして、患者が居住する地域において、主治医や他の精神保健福祉関係者、行政関係、他の支援機関などとの連携・調整を図りながら、法的問題の処理については司法書士が対応していく、というのが、本事業の概要である。

幸いにも一命を取り留めた患者の「地域における見守り」のための環境を整えることで、自損行為を行う前とは違った状況にて生活していけるように支援することを目標としている。

なお、ここで、本事業の「ベッドサイド」とは、救命救急センターにて入院中の患者の枕元で、司法書士が聴き取りを行うことのみを指すものではなく、医療施設内の相談ブースや、患者の転院先の医療機関や退院後の自宅など、患者の動向次第で対応可能な幅広い相談スタイルを対象として

いる。

【事業実施に当たっての運営体制】

神奈川県司法書士会の法務総合事業部人権委員会内において、本事業を含めた自殺対策事業全般を担当する専門部署として、「自死問題対策ワーキングチーム」を設置している。

【事業の工夫点】

- ・連携医療機関だけでなく、県内各所の転院先医療施設にも、司法書士が出向いて対応することができるよう、初期対応のための司法書士（10名）を県内にバランス良く配置・選任。
- ・初期対応すべき司法書士リストを、上記連携先医療機関に提出。
- ・本事業は、体制のみ整えれば可能な事業ではなく、ベースとして、常日頃の医療関係者との「顔の見える付き合い」が重要である。したがって、各種会議や学会などへの積極的な参加や、多職種合同による事例検討会の開催などを、今後においても行っていくことが必要である。

【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

本事業は、自損行為により搬送された自殺未遂者に対するケアにのみとどまるものではなく、「新たな自殺企図者を出さない」といった面にも力点を置いている。

自殺の原因は、依然として「健康問題」がトップを占めている。その中でも「痛みを伴うもの」の割合が多く含まれるとの報告もある。したがって、自殺対策として、自殺未遂者に対する包括的な支援が有効であることはもちろんであるが、交通事故や脳梗塞等の病気により救命救急センターへ搬送された患者や、精神疾患を持った外来患者などの自損行為以外で病院にかかる人が抱える各種法的問題への対応を行うことで、さらなる自殺企図を防ぐ効果も期待される。このように、自殺未遂者以外の患者に対するケアや医療関係者自身からの法的相談にも対応するなどして、利用形態の幅が広がってきているところが、本事業の特質でもある。

また、救命センターへ搬送されたものの、残念ながら助命がかなわなかった場合には、その時点で自死遺族の支援に切り替わる。自死遺族に関しても、親族の自殺により特有の精神的負担を抱えることから、司法書士が医療機関と連携することで適切な法的支援やアドバイスが可能となる。

今後においても、多様な場面・スタイルにおける「医療と司法の連携」を構築することが重要であると認識する結果となった。

一方で、司法書士が、患者に対する法的支援を行うために、退院後においても継続的な関わりを持つ中で、司法書士自身が疲弊してしまうといったことも危惧されるところである。なぜなら、依然として、患者が退院後に居住する地域における支援体制やつながりが十分に確保できていないケースが多く見受けられるからである。司法書士は独立型の職種であることから、病院や行政などの他機関と比べると、組織として関わることには限界もあり、退院後における患者の困難な状況を一人で抱え込まざるを得ない状況が想定される。

そこで、これからの自殺未遂者等の支援においては、地域における医療・福祉・司法などの複合的な支援について、総合的なコーディネーターとしての役割を担える人材を配置し、必要な場合には同人材を派遣して法律相談に同席してもらうなど、柔軟に活動することが可能な専門職の育成・配置が望まれる。

本事業は、これまでも地域に密着したスタイルで各種業務を行ってきた司法書士が、長年にわたり培ってきた、様々な社会資源の利用に関するノウハウを活用しながら取り組むことが可能な支援であると考えられる。また、他県でも、先行して福岡県司法書士会が同様の取組を行っており、その他の都道府県の司法書士会においても、上部組織である日本司法書士会連合会を通じるなどして、本事業の取組を広めて行くべきと考えられる。

（ 神奈川県司法書士会法務総合事業部人権委員会自死問題ワーキングチーム
司法書士 清水隆次 ）